

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告について

【概要】

産業廃棄物を専門の処理業者に委託する場合、排出事業者は廃棄物の処理を確認するために産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することが義務化されています。

行政機関においても廃棄物の流れを把握することができるよう、マニフェストを交付した事業者から1年間の排出状況について報告書を作成し都道府県知事等に提出しなければならないと規定されています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項）。ただし、この報告については当分の間、適用が猶予されていましたが、平成18年7月26日に交付された改正省令で、この適用猶予期間が平成20年4月1日までと定められました。

詳しくは、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/>）に、平成18年12月27日付けの通知「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」が掲載されています。

【報告の方法等】

報告義務者	産業廃棄物を排出する（マニフェストを交付した）事業者 （排出量に拘わらない）
報告内容	産業廃棄物の種類及び委託先ごとの排出量、 マニフェストの交付枚数等（別添の様式第3号を参照）
報告時期等	毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の状況 （初年度：平成19年4月1日～平成20年3月31日までの状況を 平成20年6月30日までに）
報告先	都道府県知事（政令指定都市等では市長） 詳しくは事業所の所在地の都道府県にお尋ねください。
報告方法	○ 所定の様式 第3号による（環境省のホームページ掲載） ○ 電子マニフェストを利用した場合は報告不要

【電子マニフェスト】

電子マニフェストシステムは、マニフェスト情報を電子化して、産業廃棄物の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が、情報処理センターを介したネットワークシステムでやりとりする仕組みです。平成10年度から運用を開始していますが、平成17年度の紙マニフェストに対する割合では3.5%の利用率（3,834事業者）にとどまっています。

電子マニフェスト利用した場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、排出事業者は報告が不要になることから、環境省では電子マニフェストの普及をはかることにしています。

システムの内容や概要については、（財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ（<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>）をご覧ください。ご加入の検討をお願いします。